

旅館・ホテル等宿泊施設の事業者の皆様へ

1 宿泊者名簿の記載について

宿泊者名簿は、感染症や食中毒等が発生した際の感染経路の調査や、テロ等の不法行為の防止や捜査のために大変重要ですので、記載の徹底をお願いします。

【記載事項】

①氏名 ②住所 ③連絡先 ④年齢
⑤行先地 ⑥到着日時 ⑦出発日時

- 宿泊者に対し、**正確な記載**を求めてください。
- 宿泊者名簿は、宿泊施設や事業者の事務所等に、作成した日から**3年間保存**してください。

2 外国人宿泊者について

日本国内に住所を持たない外国人の方については、上記の項目に加え以下の項目の記載が必要です。

⑧国籍 ⑨旅券番号

- 外国人宿泊者には**旅券（パスポート）の呈示を求め、写しの保存**をお願いします。また、旅券の写しがある場合には、これを宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の記載に代えることができます。

外国人宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、国の指導により求めていることを説明してください。

それでも協力を得られない場合は、**旅券不携帯の可能性**があるものとして、**最寄りの警察署に連絡**する等、適切な対応をお願いします。

【問合先】

尾道市市民生活部環境政策課
TEL 0848-38-9434